



International Swaps and Derivatives Association, Inc.
Shiroyama Trust Tower, 31st Floor
4-3-1 Toranomom
Minato-ku, Tokyo, 105-6031
Japan
Telephone: 81 (3) 5733-5500
Facsimile: 81 (3) 5733-5501
email: isdajp@isda.org
website: www.isda.org

平成 18 年 2 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準適用指針公開草案第 15 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理（案）」に対するコメント

I S D A 東京事務所

International Swaps and Derivatives Association, Inc. (I S D A) は、1985年にニューヨークにて設立された店頭デリバティブ市場の主要参加者により構成される全世界的な業界団体です。主として、金利スワップ、通貨スワップ、商品スワップ、さらにクレジット・デリバティブ、天候デリバティブ等の取引を対象とした契約書の発展と維持、取引の効率的締結のための市場慣行の促進、及び健全なリスク管理体制の発展等を目的として活動を続けております。会員数は2006年2月現在、50カ国670社を超え、本邦においても36社が登録されており、その構成者は店頭デリバティブに携わる各国の主要金融機関、サービスプロバイダー、法律事務所、会計事務所、事業法人・投資家等のエンド・ユーザーなどとなっております。

ISDA の活動の主な目的として、店頭デリバティブ市場の健全性の確保と発展があげられますが、店頭デリバティブが組み込まれた金融商品の会計上の取り扱いは当該活動目的にとって重要な事項です。今般、貴委員会にて公表されたその他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理案については、店頭デリバティブ市場の健全な発展にも大いに寄与するものと考えられ、さらに公開草案に対するコメントの募集という形で意見具申の機会を頂きましたことを大変歓迎いたします。つきましては、本公開草案に対する ISDA 会員の意見を次ページ以降に取りまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当初元本に及ぶ可能性の程度を評価して判断することについて（第6項（3）、第24項他）

- ◆ 3ページの第6項（3）に「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はないものとして取り扱う」とありますが、可能性が低いか否かの程度に対する判断基準が不明瞭であり、実務的な判断が難しいと考えます。さらに、今後、新たな商品の取扱いを考える場合、当初元本に及ぶ可能性の程度に係る実務的な判断として、物価連動国債のように過去の動向を踏まえて判断をするのか、クレジット・リンク債やシンセティック債務担保証券のように信用格付けで判断するののかといったことについて明示されておりません。特に前者の場合はその程度が不明瞭であるため、実務的判断が可能な基準を設けていただくようお願いします。

2. 複合金融商品が実質的に当該参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる場合の取扱いについて（第25項（2））

- ◆ 一定の信用リスクに係るデリバティブを内包した複合金融商品については、「当該複合商品が実質的に当該参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる」ときは、「リスクが当初元本に及ぶ可能性」にかかわらず、当該利付金融資産と同様の会計処理を行うことを認めていただきたいと思います。
- ◆ 論拠としては、8ページ第25項（2）において、「複合金融商品が実質的に参照先の信用リスクを反映した利付金融資産と考えることができる」という考え方が示されており、また、7ページ第22項において、「金融商品会計意見書及び金融商品会計基準では、その他の複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生するため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、当該複合金融商品を一体として処理すること」されています。当該趣旨を勘案すれば、例えば、A社を参照組織とするクレジット・リンク債がA社発行の一般的な社債と考えることができる場合においては、A社発行の一般的な社債と同様に「リスクが当初元本に及ぶ可能性」にかかわらず、保有目的に応じて一体処理することが適当であり、これは実質的に同じと考えられる金融商品を等しく会計処理するという基本的な考え方に合致するものと考えられます。また、上述のクレジット・リンク債の例については、いわゆる現物の債務担保証券とシンセティック債務担保証券との関係についても同じであり、同様の会計処理の適用が適当と思料いたします。

3. 「元利金が保全される高い信用格付け」について（第 26 項）

- ◆ 9 ページの 5 行目、区分処理の対象とならない複合金融商品に関して、「元利金が保全される高い信用格付け」との記述がありますが、「元金が保全される高い信用格付け」に修正されるべきと考えます。
- ◆ 組込デリバティブのリスクが当初元本（利息を含まない）に及ばないことが区分処理か否かの判断基準であることは当該草案でも明示されており、また一般的な実務指針の解釈とも整合的だと思われます。（「金融商品会計に関する Q&A」の Q23 にて、「組込デリバティブのリスクは利息額のみ及び、償還元本が額面金額以上であることが確定しているものについては、原則として区分処理を求められることは無い」とされています。）

4. 信用リスクに係るデリバティブを組み込んで発行した複合金融商品の信用格付け要件について（第 26 項）

上記 2. で示しましたとおり、一定の信用リスクに係るデリバティブを内包した複合金融商品については、当該利付金融資産と同様の会計処理を行うことを要望しております。したがって、信用格付けの判断基準自体必要はないと思われますが、本公開草案には当該判断基準についての記述がありますので以下のとおり意見を申し述べさせていただきます。

(1) 信用格付けの判断基準としてのダブル A 格の適性について

9 ページ第 26 項の 5 行目に、例示として、信用格付けの判断基準としてダブル A 格が条件となっていますが、基準として適当かどうか議論の余地があると考えます。「金融商品会計に関する実務指針」第 274 項（満期保有目的の債券の会計処理／償却原価の算定）では、満期保有に区分できる要件として「信用リスクが高くない債券」という判断が要求されていますが、同項の Q&A（「金融商品会計に関する Q&A」Q22）では、各企業が、原則として、指定格付機関の格付けに基づいて、「信用リスクが高くない」水準を決定する旨が記載されており、全ての企業に一律に適用される単一の格付け基準というものは設けられておりません。また、当該債券に外部格付けが付与されていない場合でも、各企業が合理的な判断基準によって、外部格付けが付与されている場合と同様の取扱いをすることも認められています。このように、信用リスクが高いか否かの判断は各投資家が自らのリスク余力に基づき個々に判断すべき事項と考えられているため、明確に「ダブル A 格」といった基準を設定しないよう、修正をお願いいたします。仮に、例を示すのであれば、「ダブル A 格」という水準は過度に保守的であると考えます。その理由として以下の点が挙げられます。

- 本邦会計基準の中で、「複数の格付機関よりダブル A 格以上」と求める具体的な規定として、退職給付会計（「退職給付会計に関する実務指針」第 59 項ご参照）及び実質的ディフィーザンスとデット・アサンプション（「金融商品会計に関する実務指針」第 46 項ご参照）があります。しかし、前者については、「金銭的時間価値のみ」を反映させるべきとの意図によるものであり、今般の区分処理の判断基準となる「元（利）金の保全」の概念とは関連性も無く、同一に規定される意味もないと思われます。また、後者については、そもそもデット・アサンプションは金融負債の消滅を認める経過措置もしくは特例措置であるため、相当程度厳格に定められていると考えられます。そのため、今般の区分処理の判断基準となる「元（利）金の保全」の概念と同一に規定されるのは明らかに不整合と考えます。
- 一般的に投資適格格付としては、トリプル B 格とされています。

したがって、例を示すとしたら、「ダブル A 格」ではなく「トリプル B 格」とするようお願いいたします。

(2) 複数の格付機関からの信用格付けの必要性について

また、同例示において、複数の格付機関から信用格付けを得ていることが「元（利）金が保全される高い信用格付け」の判断基準（ひいては区分処理の対象外となる条件）になっていますが、複数の信用格付けは必ずしも必要でないと考えます。複数格付けの取得がより保守的であることは間違いありませんが、実際には格付けにかかる費用面の負担増等の理由から複数格付けを取得するケースは多くはなく、また、複数の格付けを得るとしても、格付機関によって付与される信用格付けに数ノッチの差がつくことは珍しくありません。さらに、複数の格付けを取得する場合、各格付機関による結果が異なるどころか、各格付会社の格付けポリシーの違いにより契約内容が折り合わず、複数の格付取得を目指す、組成自体ができないという事態もありえます。このように、複数格付けの取得は、仕組み組成の柔軟性の妨げになり、その結果市場の拡大を阻害することにもなりかねません。もしも、格付けを取得することを例示とするのであれば、「複数」という条件を削除していただくように修正をお願いします。

(3) 外部格付けのない場合の取扱いについて

さらに、格付機関からの信用格付けの取得に関して、クレジット・リンク債やシンセティック債務担保証券そのものには信用格付けがない場合でも、当該債券またはトランシェが合理的な判断基準に基づき、外部格付けと同程度の信用レベルを有すると判断できる場合は、区分処理の対象外とすることとしていただきたいと思います。例えば、シンセティック債務担保証券でよく見られるケースとして、シニア・トランシェには格付けが付与され

ているが、より支払優先順位の高いスーパーシニア・トランシェには格付けが付与されていないような場合、スーパーシニアもシニアと同等以上の信用格付けを有するとの合理的な判断が可能と考えられます。また、「金融商品会計に関する実務指針」第 274 項及び Q&A（前述）の記述とも整合的と考えられます。

- (4) 上記で指摘いたしました 9 ページ 4 行目以降の部分の修正例として次の文章を提案させていただきます。「したがって、当該複合商品が、元金が保全される高い信用格付け、つまり信用リスクが高くない場合（金融商品会計実務指針第 274 項参照）には、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いものとして取り扱うことができると考えられる。」

5. 「組込デリバティブの経済的性格及びリスク」と「組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスク」の緊密な関係に関する記述について（第 25 項 他）

- ◆ 本草案では、組込デリバティブと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクの緊密な関係の有無をもって組込デリバティブの区分処理を行う判断規準のひとつとなっております。この「緊密な関係」に関する補足的な説明として、8 ページ第 25 項（2）一定の信用リスクに係るデリバティブにおいて、「当該債務者自身の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にある」との記述があります。これは、次の「また、第三者の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合…」という部分を論理的に説明するために書かれたものかと想像いたしますが、文章の内容自体が実務的に意味を成していないと思われまます。不必要な混乱を避けるためにも、文章の修正をお願いしたいと存じます。

6. 決済期日について（第 15 項、第 17 項）

- ◆ ここで言う「決済期日」とは、仕組み債券等の「償還日」「満期日」と理解してよろしいかご確認をお願いいたします。

以上、よろしくご検討頂ければ幸いです。